

感染症による出席停止の扱いについて

北海道札幌北高等学校全日制 (R5.6.15 改訂)

学校保健安全法第 19 条の定めるところにより、学校において予防すべき感染症について、学校長が出席停止を指示する場合の扱いは、次のとおりとします。

1 出席停止を要する感染症に罹患又は罹患した疑いが生じた場合の手続きについて

- (1) 必ず受診し、医師の診断結果を学校（担任）に報告してください。
- (2) 報告に基づき学校長は当該生徒に出席停止を命じます。
- (3) 出席停止の期間中は医師の指示を守り、自宅で療養してください。
- (4) 出席停止を解除するにあたっては、医師の判断及び学校保健安全法施行規則第 19 条によります。
- (5) 解除になる場合は、生徒は別紙 2 を保護者に記載してもらい担任に提出します。
- (6) 学校長が別紙 2 を受領し、出席停止を解除します。

2 学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス MER S コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 *その他の感染症の例：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など *その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる疾患

3 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

- (1) 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- (2) 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱後二日（幼児にあつては三日）を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
 - チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
- (3) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。